

# 今、なぜ法人事業税の改革が必要か

わたしたちが**外形標準課税**を主張するのは

- ・ **公平な税負担を確保するためです。**
- ・ **経済の活性化、経済構造改革の促進のためです。**
- ・ **受益に応じた薄く広い税負担をお願いするためです。**
- ・ **地方分権を支える安定的な地方税源を確立するためです。**

## 法人事業税とは

法人が道路、港湾などの施設利用や、勤労者・家族に対する福祉・教育・医療など、地方公共団体の各種の行政サービスを受けながら事業を行っていることから、これらの経費を分担するために負担していただく税です。

課税団体：都道府県

納税義務者：都道府県に事務所または事業所を設けて事業を行う法人

課税標準：所得及び清算所得（原則として法人税の所得計算の例により算定）  
ただし、電気・ガス供給業、保険業にあっては収入金額

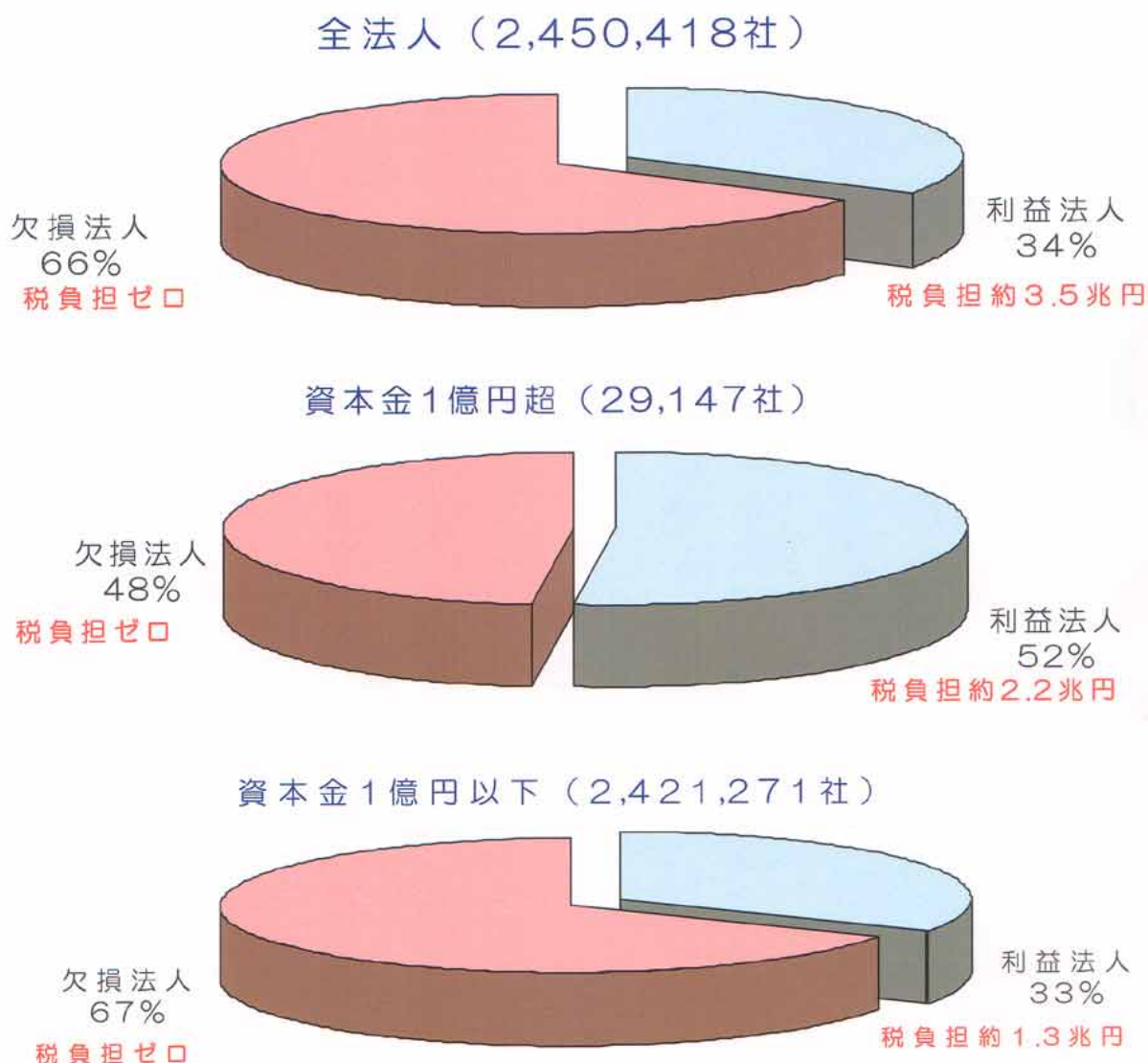
## 外形標準課税の四つの意義

### 1. 公平な税負担

現行では、法人事業税は所得に課税されているため、税を負担しているのは全法人の約三分の一に過ぎません。残り三分の二の法人が、地方公共団体の行政サービスを受けていながら税を負担していないことになります。

私たちは、各法人に事業活動の規模に応じて、薄く広くより公平に税を負担していただきたいと考えています。

外形標準課税のもとでは、中小法人は大法人に比べて事業活動の規模が小さいことから、その税負担は小さいものに止まりますが、私たちは、さらに、担税力の弱い中小法人に配慮するための方策もぜひ必要と考えています。



(注) 法人数は、平成10年2月1日から平成11年1月31日までの間に事業年度が終了する活動中の普通法人(清算法人及び収入金額課税の適用を受けるものを除く。)です。

(平成10年度 道府県税の課税状況等に関する調(自治省)より)

## 2. 経済の活性化、経済構造改革の促進

現在の所得課税は、収益が上がれば上がるだけ税負担が増えるしくみになっています。外形標準課税の導入は、所得に係る税負担を低下させ、努力して高い収益を上げた企業にとっては、今より減税になります。その分、内部留保の蓄積や新規投資もしやすくなります。

私たちは、外形標準課税の導入により企業努力が報われる税制をめざすとともに、そのことがひいては経済の活性化、経済構造の改革に結びついていくと考えています。



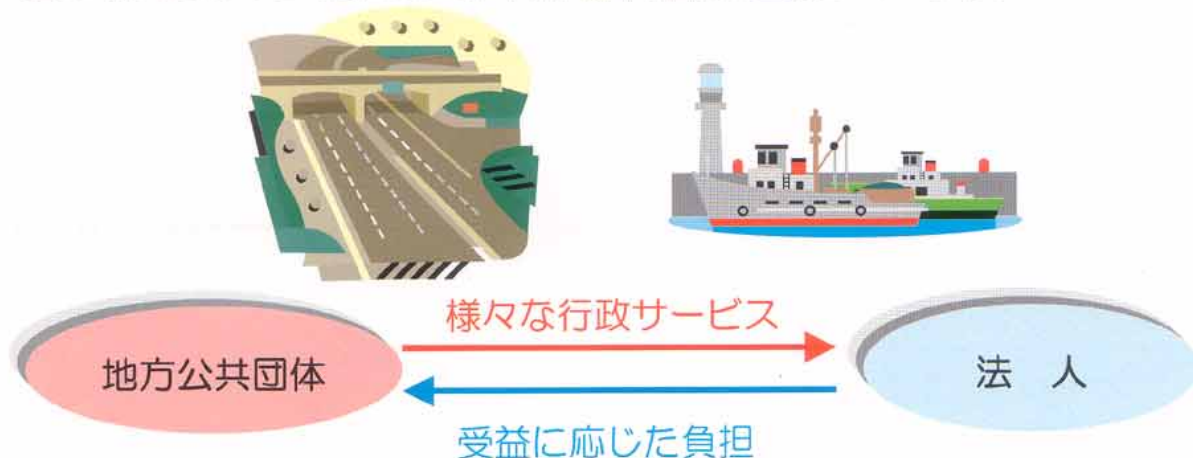
[平成10年1月通産省産業政策局長講演より]

「日本の企業の今後の経営方向を考えると、むしろ高収益を上げる方向を目指すべきですから、収益への課税から外形標準課税へのシフトは日本経済の活力の維持に貢献するのではないかと考えています。」

## 3. 受益に応じた薄く広い税負担

法人は事業活動をするに当たって、道路、港湾などを利用することはもちろん、各種中小企業対策、勤労者・家族に対する福祉・教育・医療など、企業活動を維持するうえで必要不可欠な地方公共団体の行政サービスの提供を受けています。

私たちは、法人が、黒字赤字に関わりなく受けるこれらの受益を薄く広く負担していただくしくみとして、外形標準課税を主張しています。



## 4. 地方分権を支える安定的な地方税源

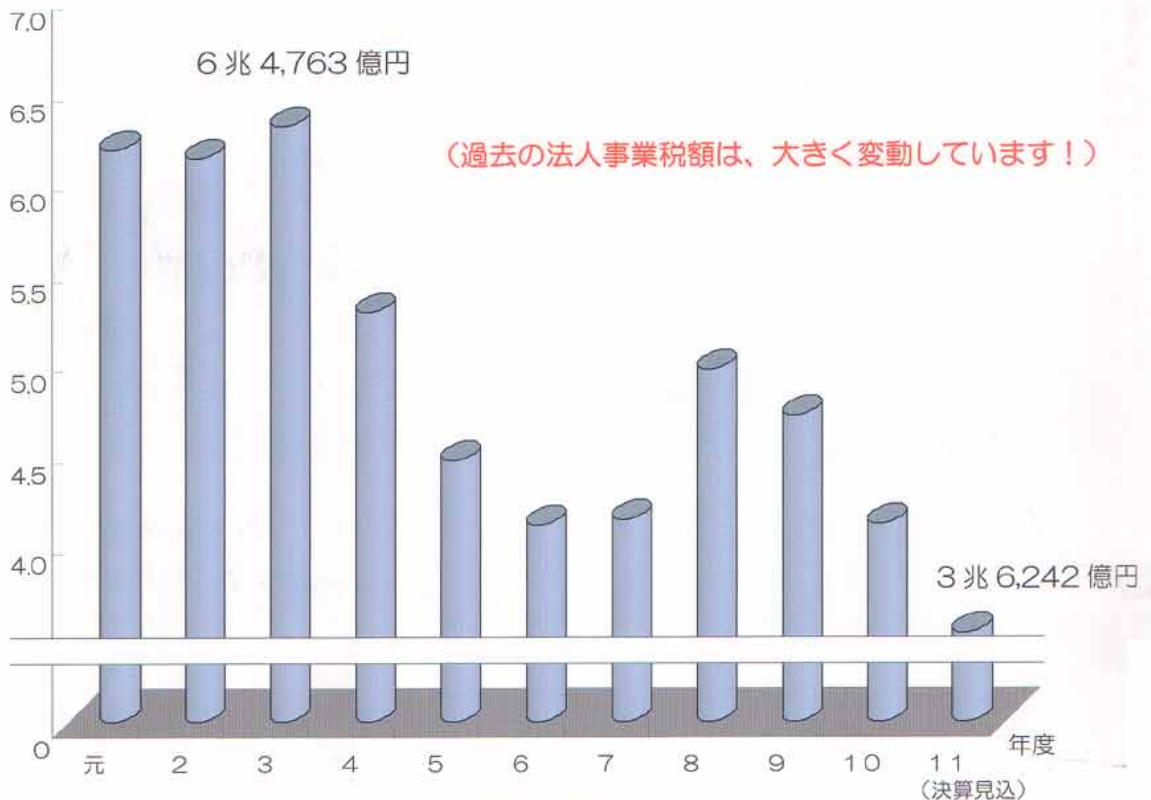
法人事業税は都道府県の基幹税目ですが、現在は法人の所得に課税しているため、年度により税収が大きく増減し、極めて不安定な税になっています。

法人も含めた地域住民に対し、安定的な行政サービスを提供するためには、外形標準課税の導入により、安定的な地方税源を確保することがぜひとも必要なのです。

外形標準課税の導入により税収の安定性が向上し、自主的・自立的な行財政運営が可能となり、地方分権を支える安定的な地方税源になることが期待されます。

### 法人事業税の年度別税収額の推移

税収（単位：兆円）



# 外形標準課税にご理解を！

全国知事会